

補助金評価シート集計表

廃止：廃止すべき補助金

削減：補助額を削減すべき補助金

全額：補助額は据え置くが、全額を新たな目的の補助金に置き換えるべき補助金

一部：補助額は据え置くが、一部を新たな目的の補助金に置き換えるべき補助金

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
1	市政調査研究費補助金					●	政務活動の活発化が市政調査能力の向上に繋がるのであれば、もう少しの上積みがあってもよい。議員の調査活動を保障するのに報酬（45万円？）では無理がある。議員活動に係る可視化と市民への説明責任の向上策を抜本的に講ずることを条件に補助金額の増を検討してもよいのではないか。議員の仕事に注目し議会のあり方を考える機会とするためにも議論を始めるべき。
2	統一メーデー補助金	●					零細（8万）、都内で補助していない市が多い。
		●					廃止している市が多い。繰越金も発生している。
		●					全体予算に比して、金額も少ない。また、メーデーの意義も薄れているため
		●					①行政を進める手段として重要かつ必要なものなのか。慣行として続けているだけで必然性に乏しい。 ②多摩26市のうち補助していないのは18市もあることから廃止にすべき。
		●					そもそもメーデーは労働者の祭典であるから、市職員労働組合から資金を拠出するものであり、その経営側である市から補助金として出す自体がおかしい。
		●					繰越金もあり、必要性がみられない。
		●					労働権の保障に資する目的は是認できるが、イベントに対する賛助金の意味しか見出せない。他団体の補助の状況や労働団体自身の自律的活動を期待すべきとの考え方を勘案すると、廃止とするもやむを得ない。
3	きよせ市民まつり実行委員会補助金		●				繰越金が発生していることから段階的に補助金を減らしてよいのではないか。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
3	(きよせ市民まつり実行委員会補助金)		●				目的は是とするが、イベントありきの観を拭えない。イベントによる波及効果を測定し、地元の商店街による協賛金(寄付金)の比重を増やすか各種団体の参加者による参加金等を創設するなど、関与する市民の協力をお願いする方向での努力を試みるべき。10から15%の削減もやむなし。
					●		削減するよりは、使用目的を一部変更することで、当初目的以外の目的にも使用の方が得策かと考える。祭り、防犯、交通安全、喫煙問題、子どもの健全育成、ごみ・環境問題、観光、特産品づくり、文化交流、スポーツ振興等は、補助・助成先団体への助成目的の他、これら諸団体間・関係市民間の交流、情報交換等を通じた、相互啓発、相互支援、世代間交流等の機会、すなわち、コミュニティ形成=まちづくり予算としても位置づけることが出来る。「きよせまちづくり関連予算」として、それぞれの事業を展開する際に、これら事業の助成対象団体との、「交流」、「情報交換」、「相互啓発」、「相互支援」、「世代間交流」等を目的とするものにしてはどうか。
4	ピース・エンジェルス実行委員会補助金					●	広島のみならず長崎への訪問も検討するべき。市の代表として派遣することには賛成であるが、親睦交流会など飲食代の補助になりかねない。広島市や長崎市の協力を得て子ども達だけで参加する方法を検討して貰いたい。派遣は4人ぐらいでよい。
8	清瀬市職員共済会補助金		●				①23年度は 7,379千円の予算に対し、 5,298千円で決算しているにもかかわらず、24年度予算を 7,518千円に増額しています。予算額を適正に修正する必要があります。 ②23年度の歳出決算の個別内容で、芸能鑑賞事業の 1,290千円(1組当り 13,579円)の補助は過大と思います。早春の会の500千円(1人当り 7,692円)に飲食代が含まれていないか確認し、内容によっては削減が必要です。
					●		①職員のライフスタイルの変化等から、福利厚生、部活動の参加、利用も変わってきていると思われる。 ②福利厚生関係事業、部活動関係事業は一部減らしてよいのではないか。
			●				繰越金がある。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
9	防犯協会補助金		●				①昭和56年からの補助金で、平成21年からの決算も80万円で定着していることもあり、補助金ありきで活動しているか否かの確認も含め、見直しが必要です。 ②今年度は前年度より防犯灯関連とブルゾン代(計155,605円)は減額できるはずですが。 ③前年度は流用して0円となっていますが、交際費は認められません。
			●				現代に対応できていない旧態の活動で、将来的に廃止が必要と思われるが、取りあえず近隣市費用(東村山、東久留米;人口一人当たり6円)に合せ、450千円に減額する
						●	N o 3と同じ。
						●	会長さんからの自腹で賄われている部分もかんがえると、当該賄われた部分が本当の活動として必要であるならば、補助金で支出されてもよい部分。よって科目明示をしっかりと増額するものであるかもしれない。
11	たばこ税増収対策協議会補助金	●					たばこの売上増は癌発症のリスクを高めていることは明らかで、その消費拡大に補助金を使うのは不適切です。補助金の費用対効果も不明、国保への負担増等、不適切、不透明な補助金です。
		●					たばこ税は市税として重要な役割りを果たしているが、健康増進・喫煙人口の削減という政策目標の優先度が高く、それに反する補助金である。
		●					喫煙による健康被害が増大している中、市が販売促進の手伝いをする必要はないと思う。
		●					たばこは健康志向等から国内販売は先細りになることから、補助する必要性が弱くなっており、たばこ販売店にのみに補助することは廃止すべきである。
		●					販促グッズを配布してたばこの売り上げを伸ばそうという活動は時流にのっていないのではないか。そのことに補助金を交付する必要はないのではないか。
		●					市民の健康にも反するたばこの販促対策は現在の政策目的にも反するものであり、そろそろたばこ依存の財政政策はやめるべきである。
		●					時代にそぐわない。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント	
11	(たばこ税増収対 策協議会補助金)	●					健康増進法の趣旨を踏まえれば、たばこ税の増収を図る活動を公認することは一歩引いてもよいように思われる。たばこは嗜好品であり愛煙者の販売促進を目的とする補助効果はあまり期待できないと考えられる。したがって、補助の必要性低く廃止が妥当。	
					●		マナーアップ等に支出されているが、現代の健康志向、保険などのかんがみると本来は、削減、廃止すべきである。しかし、喫煙所設置、分煙活動を促進するのであれば、そちらに使われるべきものである。よって新たな目的を置き換える補助金と考える。	
12	私立幼稚園教員研 修費補助金	●					研修費となっているが、実状は運営補助費として使われている様であり、補助金等の他の用途への使用は違法でもあり、そもそも補助金として継続して一民間企業に補助金を出すことに問題がある。	
		●					教員の専門性は本来自助もしくは事業主の責任で行うべき。補助金分しか研修を実施していないようにもみてる。幼稚園教育は義務教育ではなく保護者の責任で行うべきであり税を投入する必要性は保育に欠ける場合の保育と比べて低い。幼稚園経営補助の観を拭えず、一旦廃止したうえで幼稚園経営への補助のあり方論を議論すべきである。	
			●					①研修受講者による園内での波及効果が機能していないため減額すべき。 ②幼稚園の現状と問題の中での研修の目標や位置づけがないまま個人的に研修を受けているのではないかと。「補助金ありき」による研修に対する補助は好ましくない。
			●					園ごとのばらつきが大きく、7園に対して97万円の研修費補助額は小中学校の教員研究費補助14校分90万円と対比すると多額でもある。1園に交付する補助金上限設定、また補助金は自己財源を上回らない等の制約があってもよいのではないかと。
			●					元々の趣旨は、事務手数料という。各園に一律5万円でいいのでは。
							●	一部のものではあるが、その教育研修の費用の中にお布施的な性質を持つ金額が支出されていると思われる。当該部分については、その支出を見直すべきである。また東星学園に至っては、今回のような事件があったので本当に教員研修をした効果があったのか疑問を覚える。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
15	認可外保育所運営 費助成				●		①人件費、保育関係費の使途について検証が必要である。 ②保育料についての検討等が必要である。 ③院内保育所（職員専用保育室（無認可保育所））の補助の見直し必要。
						●	いまだ待機児童（潜在的なものも含めて）を解消できていないこと、およびこれからの出産後の女性人材の活用を社会的に考えるならば、増額した方がよいと考える。
20	青少年協地区委員 会運営費等補助金			●			委員の篤志は市の貴重な財産であり、青少年の育成に係る地域のおとな（委員）の見守り機能を担保するうえで不可欠である。しかしながら、果たしてイベント（夏季少年体育大会、こどもまつり、コンサート）などを通して地域のおとなの連携を図れるのか。イベント中心の事業運営から脱却し、PTAや自治会などの地域組織と学校や児童館、保育所など行政との連携を日常的に行うなかから地域の青少年の実情を青少年協に具申できる組織へと転換していくべきではないか。イジメや青少年犯罪など社会病理ともいえる現象に対処するための組織化を目指すべきで、旧態依然とした組織を維持するために公金投入することのないようにする必要がある。まずは現状の組織を評価する資料を作成し、組織の成果を市民に問うべき。社明運動は清瀬市単体で見直すことは難しいと思われるが、若い子育て世代を巻き込む工夫を施し、未熟な親を啓発するなどもっと運動の実質的な効果を狙う活動へと変貌を遂げて貰いたい。
					●		懇親会費は、親睦の為に必要ではあるが、補助金から支出すべきものとは考えずらい。よって、ほかに置き換えるべきと考える。
					●		①補助金の各地区における小学校費と中学校費の支出内訳を検証する必要がある。（PTA活動、保護者会活動に係る支出等） ②事務費の支出も適切な用途のために使われていない。
					●		No3と同じ。
						●	青少年の健全育成のために夏休みの体育大会が有効と協議会が判断するなら、補助金の相当額で4つの競技にしぼって行うよりも、必ずしも青少協を主催団体とせずとも、より大きな枠組み作りを提言するべきではないか。青少協の補助金は地域のこどもたちを見守る大人のネットワークづくりに有効活用した方がよいのではないか。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
20	(青少年協地区委員会運営費等補助金)					●	現代的課題（不登校・引き籠りやいじめ等）に対応できていない旧態の活動で、実際の主な活動が「夏季体育大会」ならば、現況の活動内容である体育・スポーツ振興へ目的と補助金名称を変更し、補助金の目的を明確にすべきである。
						●	青少年の健全育成という目的を達成しようという事業内容には思えない。事業内容の見直しなしには補助金の無駄遣いというべき。
21	野塩児童館まつり補助金		●				世代間交流などの観点からも大切な事業で市民からも期待されている活動ですが、市財政の現状を考えれば、支出減あるいは収入増の工夫をして、補助金依存体質を改める必要があります。
				●			児童館の専門職を青少年問題のコアに位置づけ児童福祉の現場と政策を結ぶ機能を維持すべきであるが、子どもとのふれあいに重きをおくため「児童館まつり」事業中心の業務に陥りやすい。地域のおとなは公の施設に行けば給付が得られると誤解しないとも限らない。今後は地域のおとながワンコインでも出し合って運営をサポートするシステムに切り替えるべき。実の親が労働を言い訳に子どもの世話を役所や地域の親に依存することのないよう、また親同士の交流が自然と図れるような児童館の機能の向上のための補助金の使い方を再構築して欲しい。
						●	地域自治会等と共催により経費節減が図れるのではないか。
						●	N o 3と同じ。
						●	大部分は、補助金であることはわかる。しかし、補助金以外にその収入を得ることは難しい。また、小学生以下は無料券を配布しているが、その数が足りない時がある。楽しみにしている子供のことを考えれば、もう少し増額して足りない無料券分を補ってほしい。
						●	【コミュニティ形成と公平性】一部の地区のまつりに補助することは、給付の公平性から将来的に問題になるのではないだろうか。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
22	地区医師会補助金			●			医師会の協力なくして地域医療の充実はないが、特定検診医師賠償責任等保険料や協議会会費、学校歯科医師会会費などを補助する具体的な目的が明らかでない。医師は社会的地位も高く、国費補助により専門教育を受けた義務（ノーブレス・オブリージ）を果たすべき市民であって、自らが結成する医師会が市民としての責任を果たすべきである。これら目的が不明の補助金は、会費収入だけでは医師会の運営がなりたないことの説明を、行政及び市民に果たすべきである。
					●		歯科医師会の講師謝礼について見直し。
						●	補助の対象を医師会に限定せず、看護師、社会福祉士、介護士など福祉関係全般から補助金の要望を募り、公平に分配すべきと考えます。
23	生ゴミ減量化処理 機器購入費助成金	●					市全体の生ごみ減量化のための政策手段としては、予算ベースの事業規模（上限3万円助成で約33件分）と効果あまりにも小さい。しかも実績は14件、32万円と予算を大幅に下回る。
		●					機械の性能、価格また利用数を考えると、廃止すべきである。
		●					実績14件は少ない。普及啓発の有効性は認めるにしても生ごみを自家処理する各家庭の負担に委ねるのが妥当。学校教育（あるいは地域教育）に生ごみ減量化の効果を組み込むことで足りる。
			●				申請も少なく23年度は多額の不用額が生じている。
				●			個人の生ゴミ処理から5～10人のまとまった地域に対して各個人に処理機を補助し、処理済み資源の収集コンテナも補助する。
24	アドプトシステム 助成金		●				施設見学交通費は補助から自己負担へ。
					●		N o 3と同じ。
25	フリーマーケット 助成金	●					業者が参加しているように感じられる。また、近隣市町村も当該補助金については、補助していないことから、補助金を廃止すべきだと考える。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
25	(フリーマーケット助成金)	●					ゴミ対策としてのフリーマーケットは、その効果としても情宣としても既にその役割が終わっている。また、24年度予算でも減額しているが、近隣市（東久留米、東村山、西東京）の実状にも合わせ、補助金を出さない事とすべきである。
		●					売上があるのですから、一部を徴収する等自助努力で運営を。
			●				①近隣市（東久留米、東村山、西東京）は補助していない。 ②過去11年間開催し、出店者、参加者は増加し、定着していることから、経費の節約を図って自主努力に委ねるべきである。
			●				収入増により補助解消を図るべき。5年後には廃止できるような実行委員会の経営力に期待する。
						●	N o 3と同じ。
26	環境市民スクール助成金	●					補助金で募金するのはどうかと思います。
		●					事業費全体に対する補助率が高すぎる。近隣都市において補助は行われていない。人件費に充当している事業であるが成果は不透明。成果が限られた範囲に及んでおり公共性に乏しい。
			●				年間総計 41名のリメイク教室に120,000円の補助は多過ぎます。(一人当たり 2,927円になります)
			●				参加者が少ないようなので参加者負担でいいと思う。
			●				①リメイク教室の会場は市内中学校が多く、活動範囲が市内にも関わらず、旅費支出額は予算を上回っている。支出内訳がほしい。 ②生ゴミ処理機の「くうたくん」の啓蒙、啓発を応援するとあるが、補助事業受益団体が特定商品の啓発は好ましくないのではなか。
						●	N o 3と同じ。
28	きよせ産野野菜出荷容器補助金	●					①既に16年間実施し、市場において「きよせ」の評価が高まっているのではなか。 ②市の行政施策として役割をはたしたのでなか。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
28	(きよせ産野野菜 出荷容器補助金)	●					包装容器等は最小限度にしていくべき。
				●			出荷容器に産地名を入れることによるPR効果は不明ですし、補助金をつけなくても産地名を入れると思います。フェロモントラップに置き換えるべきと考えます。
					●		N o3と同じ。
29	有機質堆肥推進助 成	●					費用対効果が見えづらい。また、金額も僅少であり、わざわざ市が補助する必要性を感じないため、廃止しても差し支えないと考える。
		●					①既に29年間実施しているので、今後は農協等の技術指導に委ねること。 ②個人補助は一時的に補助するもので、長期化しているので廃止すべきである。 ③清瀬市都市農業パワーアップ事業への移行。
30	ひまわり推進助成 金				●		N o3と同じ。
						●	清瀬市の観光スポットの創設を言うのであれば、けや木通りの整備とその周辺に開発される市街地の街並みをもっと洗練されたものするための規制を実施するべきである。土地を提供する地主（多くは農業者）の協力を得るような計画的な街路の規制を強化すべきである。ひまわりそのものは美しいが専業農家にひまわりの世話をする余裕はない。遊休の農地を抱える、いわば不動産業を営む農家への補助の意味しかないのではないかと疑問を払しょくできない。柳瀬川の周辺など戦略的な観光スポットの創設に集中してして補助金を投下すべき。また5年程度のサンセット方式で見直しをかけてもらいたい。
31	生分解性マルチ購 入助成金	●					費用対効果が見えづらい。また、金額も僅少であり、わざわざ市が補助する必要性を感じないため、廃止しても差し支えないと考える。
			●				生分解性マルチシートは全ての作物に利用できるものではないので利用農家が限られ、汎用性が低く、事業効率性も低いことから今後はコストと成果との関係を明らかにして終期を設定すること。
32・33	商工会助成・商工 協同組合助成					●	設立の背景は異なっているようだが、両方に所属している会員も多い。一つにまとめることはできないか市の指導を期待したい。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
32	商工会助成		●				清瀬商工会の平成23年度決算書をみると、歳出決算総額6,457万円のうち経営改善普及事業費指導事業費が3,426万で過半を占めている。市の補助金の平成23年度実績をみても、総額710万円のうち経営相談事務費350万円、指導環境推進費200万円で合わせて3/4以上の占める。消費不況・デフレの持続、大規模店舗への消費購買力流出といった厳しい経済環境の下で、商工業の振興策としては個別企業に対する経営相談のような事業の効果はきわめて低い。市補助金のうち経営相談事務費、指導環境推進費への充当分は一部削減すべきである。地域総合振興事業費への充当分は、農商工連携、買物難民対策といった具体的なプロジェクトごとに予算額を計上すべきである。商工会助成は団体助成から推進すべき具体的なプロジェクトへの助成に転換することが必要である。
			●				①経営相談事務費の事業内容、事業量、経費支出額の資料がないこと。 ②市補助金予算と実績額が費目毎に同額になっていること。 ③次期繰越収支額が存在することから、補助金額は削減してよいのでないか。
			●				商工会が戦後果たしてきた役割は清瀬市の発展に大きいと考えるが、社会経済情勢の変化、とりわけ大規模店舗法の施行後においては、組織そのものが大きな転換機にあったと評価すべきである。組織そのものの運営に係る人件費等は相当に抑制されるなど団体の経営努力は認められるが、商工事業者の自衛的な互助組織の側面も認めない。地域経済の発展に寄与する中小企業の連盟組織としては都や市の補助金を得ている以上、10年単位、5年単位での地域貢献に係る活動指標、成果指標を明らかにすべきである。きよせプレミアム付き商品券事業など地域経済へのカンフル剂的な事業は評価するべきであるが、1億円の売り上げに対するプレミアム分は市補助金1,300万円（財政持ち出しがあるのかどうかは不明）が使われており、商工業者がリスクを採らない仕組みとなっている。清瀬市の商工事業者の競争力の向上による顧客の創出と市民税等の担税の関係を明確にし、助成のための新基準を定立するべきである。
						●	委託に切り替えられる事業を補助金から委託に切り替えて、事業の内容を市が管理すべきです。
						●	710万の補助金の効果がより市民にわかる仕組みが必要では。
						●	【経常費使用の補助金】効率的に使用されるように努めねばならないという補助金適正化法の理念からも、経常費として毎年使われ、その効果もはっきりとしない補助金の使われ方は問題であり、再検討が必要である。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント	
33	商工協同組合助成	●					補助額は小額ではあるが、中小零細事業者の福利厚生事業团的様相を呈している。このような事業そのものの公共性は乏しい。また、費用の中身をみると人件費400万円のほか、活性化推進事業としてのボーリング大会や日帰り研修に40万円余、総会費用に20万余となっているが、いずれも事業規模が小さく、事業そのものに補助適確性があるか疑問である。収入は保険や共済の手数料収入が280万余、会費相当と見られる賦課金が90万、市補助金が100万となっており、会員の自己負担はあるものの見方によっては限られた会員のレクリエーション事業や職員や役員の福利厚生費、旅費、交際費等を補助しているようにも見える。労働保険手続きや都共済加入手続きの代行がメインのサービス（存立目的）であるとすれば、そのために人件費400万円を支払うこと自体、やや無理があり、人件費の不足分を補助金で埋めているといわざるを得ない。人件費のあり方を根本的に見直すか他の主体による同種のサービス提供に切り替えることにより会員の加入メリットは担保できると考えられる。したがって、26年度には廃止が妥当である。	
			●				主な事業は、労働保険（労災保険、雇用保険）の事務代行、各種共済事業、清瀬建設組合・清瀬市住宅工事斡旋事業協力会の事務代行、活性化推進事である。平成23年度実績で市の補助金100万円のうち過半の56.8万円が充当されている活性化推進事業の内容は、ボウリング大会と日帰り研修旅行（群馬県沼田市の酒蔵〈誉国光〉と人気スポット川場園プラザ）とレクリエーションとしての性格が色濃い。補助金のうち活性化事業に充当される分は廃止すべきである。	
						●	福利厚生事業の経費を1/2補助とし、新たな事業をもうけるべきでないか。	
							●	委託に切り替えられる事業を補助金から委託に切り替えて、事業の内容を市が管理すべきです。
							●	商工会同様またはそれ以上に補助金100万円の事業活性効果が伝わる仕組みが必要ではないか。
							●	【経常費使用の補助金】効率的に使用されるように努めねばならないという補助金適正化法の理念からも、経常費として毎年使われ、その効果もはっきりとしない補助金の使われ方は問題であり、再検討が必要である。
34	浴場組合助成	●					①小規模な設備の改修工事については、事業主の経営努力による自主的対応に委ねること。 ②近隣市（東久留米、東村山、小平）においては補助していない。	

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
34	(浴場組合助成)	●					内風呂の普及に伴い、浴場のもつ公衆衛生秩序の維持という公衆浴場事業に係る規制目的そのものが薄れつつある。風呂文化そのものも「スパ」など需要が高級化しており特定地域住民の利用しか見込めないお風呂屋さんに補助する必要性は年々低下している。3年程度を限度に廃止するのが適当。
			●				昨年度は一件のみ。21年度、22年度も不用額発生
				●			浴場を高齢者の集いの場として、地域コミュニティ形成の場と活用し、その「場の維持・提供」に使う様な補助金の変更が必要と思います。例えば、後期高齢者にはバスの無料パスのように年間千円で浴場無料パスを発行し、その使用料補填に補助金を給付するという事業モデルです。つまり、浴場は今の超高齢社会では単なるお風呂と着替えの場だけでなく、そこでは身体をリフレッシュするとともに、休憩所は井戸端に変わる高齢者の話し・集える場として機能するものであり、従来市が一部運営していた集いの場としてのお風呂・休憩所に替わるものです。
35	にんじん焼酎販売 振興補助金	●					①23年度実績がないこと。23年度補助金交付決定の取り消しの理由は何か。 ②市が補助金をもってPRする役割は果たしたとみるべきでないか。 ③酒類販売店の自主努力に委ねるべきでないか。
					●		N o3と同じ。
36	小口事業資金利子 補給				●		補助金額は適正であるが、適用要件で使わずらい部分がある。当該部分を補うために一部枠を要件を緩和したものに置き換えて、使い勝手のよいものにすべきであると考える。
37	保証協会保証料補 助金				●		補助金額は適正であるが、適用要件で使わずらい部分がある。当該部分を補うために一部枠を要件を緩和したものに置き換えて、使い勝手のよいものにすべきであると考える。
38	住宅改良資金利子 補給	●					零細補助金（平成24年度予算額1万円）であり、平成23年度には利用実績がゼロである。
		●					実績なし
		●					あまり利用されていないので、廃止すべき。
		●					①融資実績がないこと。 ②補助金額が零細であること。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
38	(住宅改良資金利 子補給)	●					利用者なし
39	消費者団体連絡会 補助金	●					①既に21年間実施していること。 ②行政を進める手段として重要なのかどうか。 ③零細補助で事業効果が低いこと。
41 42 43	・交通安全協会補 助金 ・役員傷害保険加 入補助金 ・被服費補助金					●	①事務手続きの簡素化を図るため統合メニュー化すべきでないか。 ②財源確保の方策を検討すべきでないか。
						●	41, 42, 43は団体を一つとすべき。
41	交通安全協会補助 金		●				①昭和47年以前からの補助金で見直しが必要です。 ②平成23年から150万円で定着しており補助金ありきで活動している可能性があります。 ③浜松方面への研修旅行は補助金対象とするのは不適切と思います。 ④補助金で交際費を賄うことは認められません。
			●				(自転車のルール違反等) 実際の現代的課題に対応できていない旧態以前の活動で機能として効果も無く、ほとんど役に立っていない研修費を使っている(無駄遣い) 現況から考えると、補助金は大幅に削減すべきである。
			●				民間篤志家の地域貢献意欲は評価するが、運転者講習会を実施する意義は薄い。そうでなくとも自動車運転免許証の取得から更新にいたるまで多額の経費と手間を長い年月投下しているだけでも過剰である。そのうえこのような講習会を実施してどのような効果を得ようとするのか理解に苦しむ。役員視察の研修に36万余を支出するなど自己負担があるにしても、随行など役所側の経費増を招来していることをも踏まえれば、これら事業の効果には疑問符がつく。補助金は事業補助とすべきである。清瀬市安全協会の団体への補助等は民間団体等への統合補助制度を創出するなどで対応することとし、団体の評価を踏まえた運営補助制度への転換を図るべき。
					●		No3と同じ。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
41	(交通安全協会補助金)					●	役員視察研修については、内容聴取の結果、補助すべき性格のものではなくいと考え。よって、自己負担するか、計上する科目を細分化して、内容の明確化をはかるべきだと考える。
43	交通安全協会被服費補助金		●				今年度はかなりの減額が出来たとのことですが、予算段階できちんと減額しておくべきでした。
			●				交通安全協会補助金の削減に合わせて削減しながら、将来的には廃止すべきである。
					●		N o 3と同じ。
44	街路灯電気料金等補助金		●				①各種補助率間の整合性確保のため、全額補助、高率補助について見直しをすべき。 (自治会100%、商店街80%) ②受益するものに対して相応の負担を求めるべきでないか。
					●		防犯上大きな役割を担っている補助金である。街路灯はLED電球に置き換えると電気料金の節約につながる。まず商店街の分について、年次計画でLED電球に置き換え、完了した商店街については補助率を現行の80%から引き下げるといった施策が望まれる。
45	コミュニティバス 運行事業費補助金		●				市として以下のような対策をとって補助金の減額を図るべきです。 ①利用者増対策として ・市民アンケートを実施して利用率向上の障害を調べ、阻害要因を取り除く ・現行の会社に気を遣うことなく、ルートを再検討する。 ②提携バス会社を入札制にしたり、東村山市のようにバス会社を2社体制にする、など競争原理を導入する
					●		コミュニティバスの意義は認めるが、1782万円という補助金の額は大きい。運賃収入増加策として利用者の多い時間帯に増便を試行することに補助金を充てて費用対効果実験をしてもよいのではないか。増収につながる道を探るべき。運賃についても受益者負担の考えから路線バスと同等に200円として市税からの補助金額を少しでも減らす方策は検討に値しないだろうか。
						●	これからの利便性向上および高齢化社会に鑑みるならば、増額した方がよいと考える。
						●	①運送費の人件費、その他経費及び一般管理費について縮減してできるだけ自立の方向に促すべきでないか。 ②バス利用者増加方策を強力に推進すべきである。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
45	(コミュニティバス運行事業費補助金)					●	公共交通としての公共性は高いが、周辺とはいえ住宅が立ち並ぶ清瀬市内の運行で赤字ができるような路線を選定すること自体に無理がある。市民への周知を徹底したうえで需要の調査を行うなど1800万弱の税金を投入するための説明責任を果たすべきである。必要だから補助するのではなく、赤字予測の修正を行いながら5年(1億円投入)を限度に見直ししてもらいたい。
46	清瀬市地球温暖化防止対策設備設置補助金					●	①個人の資産形成に補助しているので当該資産の廃止、譲渡、その他の処分がないか現地調査するべきである。 ②要綱に違反しているときは返還させること。
47	保存樹木助成					●	保存樹木所有者に対し、樹木の善良な管理義務を課すべきでないか。
48	緑地環境保全区域助成		●				各種補助率との整合性の観点から補助率の見直しの検討が必要である。
49	生垣助成		●				予算額100万円に対して、実績は平成22年度39.1万円、平成23年度22.7万円と少なく、執行率は低下している。最近の実績に見合った額まで削減すべきである。
			●				補助の効果等から採択基準を見直した方がいいのではないか。 ①生垣等総延長3m以上→5m以上に ②限度額100千円→150千円に
50	修学旅行補助金(小学校費)				●		補助金が適切な用途に使われているか精査する必要があるのではないか。
51	修学旅行補助金(中学校費)				●		①補助金が適切な用途に使われているか精査する必要があるのではないか。 ②1人当たり単価について移動教室補助単価と同様にしているのではないか。(修学旅行費の一部を補助する趣旨からで、日数・旅行先等において小学校と差があるとしても一部を新たな補助に)
53	移動教室補助金(小学校費)					●	補助金が適切な用途に使われているか精査する必要があるのではないか。
54	移動教室補助金(中学校費)					●	補助金が適切な用途に使われているか精査する必要があるのではないか。
57	総合学習推進事業等補助金				●		補助金額としては、適正であるとおもうが、その使い方、考え方には適正でないと考えられる部分もあるので、目的を一部変えてみる補助金である。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
57	(総合学習推進事業等補助金)				●		①学校に求めることは補助金を大切に使うこと「特色ある教育活動と総合的学習」の将来のあるべき姿を父兄に見えるように示してほしい。 ②通常の学習図書・資料購入費、備品、折りたたみ椅子、部活動等備品は特色ある「学校推進事業費」で対応すべきである。
						●	補助金の申請を教育委員会ではなく、直接各学校が申請するのが適切です。
						●	平成24年度指導課マニフェストに掲げられた管理職によるプレゼンテーションの実施と傾斜配当という方式は首肯できるが、次の2点を考慮すべきである。第1に評価者が教育長、教育部長など市教育委員会関係者になっている。教育学の専門家など開かれた査定委員会にすべきである。第2に11～12月に進捗状況や成果等についてのヒアリング実施ということでPlan-Do-Seeが短サイクルである。3年間の中期計画-中間点検-3年後の最終点検といった中期的サイクルにしないと学校は特色ある学校づくりにじっくりと取り組めないのではないかと危惧される。
						●	各校の意図する総合学習の内容と効果がわかるような報告書のフォームを設定すべき。
						●	補助金要項等の規程の整備が不十分である。そもそも行政の執行部局内部での予算配分のあり方問題を市民団体や市民事業に係る補助金と同じ土俵で議論するような手法に根本的な疑問を抱く。学校を市民団体と同列に置くことで学校あるいは教育委員会改革を断行するというのであれば格別、執行部局内部の問題は執行部局間で調整すべきと考える。本検討会のヒアリング対象となったことを踏まえコメントすると、校長や副校長にマネジメントや経営の発想を以って学校経営に従事してもらいたいという意味でこのような補助金をめぐる競争は大いに賛成である。しかし、たかだか3万円から5万円程度の差しかつかないプレゼンをやること自体、時間の浪費であり、優秀な管理職のタイムマネジメントの観点からも疑問である。市民に学校運営を評価してもらい、学校を選択することが可能であればよいが、NPM（新公共管理）の手法をよく理解したうえで実際の運用・応用に努めてもらいたい。着眼点はすばらしいが、若い夫婦が移り住んで来るぐらい清瀬市が教育分野で魅力ある市になりたいのであれば、地域資源と協働するスタンスを確立し、優秀な学校長をマネージャーとして雇い、そしてその者に権限（予算を含め）を委譲すべきである。例えば清瀬高校とタイアップして「教育のきよせ」を戦略的に推進して欲しい。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
58	学校教育研究助成				●		①教員グループによる研究活動に限定すべきである。 ②研究テーマは教員の異動があっても持続可能なものに限定すること
61	課外部活動補助金 (中学校)				●		①生徒数の減に伴う運動部の減少や教員の授業時間の増加等から顧問のなり手不足等から各学校単位の部活を見直す必要があるのではないか。 ②学校間格差を広げるような部活でなく、2～3校合同の部活もあってもよいのでは。
62	文化協会補助金				●		①各団体の文化諸活動が組織的、一体的に行われているのかどうか。 ②文化協会の補助事業の内容と実施状況について明確にすべきである。
					●		N o 3と同じ。
63	石田波郷俳句大会 助成				●		投句数の増加傾向から、青少年層への普及事業等自主的対応を促すこと。
					●		N o 3と同じ。
64	体育協会補助金		●				①各加盟団体の共通的な経費（会場使用料、施設利用料、参加分担金、借料、損料等）に限定して補助対象とすること。 ②市民大会、上部団体の大会開催に要する経費のみ補助対象とすること。
					●		清瀬市体育協会の役員は大変熱心に活動しており補助金の支出そのものは現時点で首肯できる。しかし、配分方法においてスポーツ団体を同列に扱おうとすることに無理があると思われる。今後の清瀬市におけるスポーツで振興が必要な分野の団体を育成するために補助するのであれば格別、すでに会員が多く存在し会費徴収が可能で参加費等で団体への寄付による運営が可能な団体にまで補助金を配布する必要があるのか疑問である。また、個人の趣味的要素が強いものや個人でも充足することができる分野のクレール射撃やラジオ体操、舞踊、ゲートボール、フォークダンスなどや、既に団体として高い結束力をもつソフトテニスや野球など連盟的団体など団体ごとの評価を踏まえた補助金配分のあり方を模索してもらいたい。
					●		N o 3と同じ。
65	都民体育大会参加 補助金		●				①大会参加者飲食代は補助対象にすべきでない。使用が適正かどうか。 ②N o 64の体育協会に補助金を一本化を進めること。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
66	東京都市町村総合 体育大会参加者補 助金					●	N o 64の体育協会に補助金を一本化を進めること。
67	市民マラソン大会 補助金				●		N o 3と同じ。
						●	①弁当代、飲物代は補助対象にすべきでない。 ②No64の体育協会に補助金の1本化を進めること。
68	清瀬市スポーツマ スターズ大会補助 金		●				①各種目の自主財源による運営に移行させるようにすること。 ②No64の体育協会に補助金の1本化を進めること。
					●		N o 3と同じ。
69	東京国体補助金					●	時限的事業のため2013年を終期とすること。
70	郷土芸能等補助金		●				指定文化財の修理事業のみ補助対象としてその他の経費については自助努力に委ねる ようにすること。
					●		N o 3と同じ。
71	人間ドック受診料 助成（国民健康保 険事業特別会計）	●					政府管掌保険の被用者も受けられないサービスを、一般財源（赤字補填分）が投入さ れており、かつまた他の保険者からの支援金を受けて運営されている国保で実施する こと自体、奇異である。他団体の国保でも実施されていないところが多々あるなか、 清瀬市国保で実施することは利用者サイドに偏りすぎた判断といわざるを得ない。即 刻廃止を。
			●				利用者が少ない。
			●				補助金単価を引き下げること。
					●		予防的医療の補助金であることに鑑みれば、脳ドックなどそう疾患を検査できる者に も一部目的を変えて振り向けても、よい考える。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
71	(人間ドック受診料助成)					●	今後、更なる高齢化社会が見込まれるなか、アルツハイマー認知症による医療費の増大が予想されるため、脳ドック受診料を助成に追加するべきです。 (市の職員の脳ドック検査には、既に市の補助金が使われています)
72	保養施設利用助成 (国民健康保険事業特別会計)	●					国民健康保険事業特別会計の健康の保持・増進を狙いとする事業としては、人間ドック受診料助成と比較して、効果がきわめて低い。不用額が多い。
		●					国保財政の困難な中で保養施設の割安な契約を行い斡旋するまではよいとしても、2千円、千円の補助を出し、それを補助金で補填する仕組みは国保会計がそもそも独立経営の思想を放棄するもので適当ではない。医療費の抑制を図るには市民の健康増進を図らなければならないが、それは検診施策をはじめとする保健政策や健康教育施策などの地域医療政策、スポーツ施策等の総合的な効果を期待するべきで保養所の利用補助はホテル代の利用補助と何ら変わらず、この事業を実施するだけの合理的な関連性は見出しがたい。保養所利用補助が国保利用者への恩恵的で宣伝効果をもつ事業のように理解する時代は高齢化社会の到来を待って終焉を迎えている。即刻廃止を。
			●				にいざ温泉にのみ助成するのは公平性を欠きます。にいざ温泉への助成を廃止するべきです。
			●				立科山荘利用に限ったらどうか。高齢者支援でも温泉施設等の補助金は出ている。
			●				補助金単価を引き下げること。
					●		新座温泉ばかりではなく、公衆浴場、スーパー銭湯などもう少し幅を持たせて塩出すべきものである。よって、新たな目的でその全額を振り向けるべきであると考えている。
75	ミニデイサービス補助金(聖ヨゼフ老人ホーム)	●					利用者が少なすぎるし、限られている。
		●					利用者数、補助金使途をみると、補助金が食事を作る方の給与補給に使われていると考えられる。また、利用人数の給食は、近くのどんぐりから取った方が効率的である。よって、廃止すべきものとする。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
75	(ミニデイサービス補助金(聖ヨゼフ老人ホーム))	●					ごく一部の方の食事の提供に使われている補助金は、公平性と効率性の観点から問題があり、補助金の使われ方としては最悪で、すぐに廃止すべきものである。
		●					食事の提供のみという事業内容に魅力がないのでは？また、補助金のほとんどが通常業務の調理人の人件費に充当されている。2・3食増えたからと言って手間は変わりません。
						●	①現行どおり継続 ②ただし、実績報告書については、No74の社会福祉法人滋生会と同様の収入・支出の内訳書及び月別事業内容実績報告書を提出させること。
76	老人クラブ連合会		●			※	老人クラブと憩いの家の利用がセットになっている。地域で居宅生活を送る老人の居場所、たまり場となることにそれなりの意義があるとすればある程度の補助の必要性は認める。しかし、支出の中身が忘年会、新年会、誕生会と総会・役員会ではほぼ三分の二(親和会の例)となっており、年会費があるとはいえ補助金分はそのまま飲み食い代に充てられているとの観はぬぐえないことから補助金の使い方に対する説明を精査する機会をもつべきである。地域の老人に開かれたクラブとなっているのかどうかの検証結果はない。もし①固定メンバーで運営されているなど(閉鎖的な会運営の実態がある場合には)補助金ありきが先行する形での組織運営と見做さざるを得ない場合には、あるいは②転入者などのニューカマーが入りにくいなど(周知がなされていないなど)の事情がある場合には、補助金のあり方を抜本的に見直すべきである。さらに各クラブは補助金を受ける以上、③飲食を伴う会合には自己負担の額を明記し、かつ、領収証を添えて実績報告すべきである。今後老人クラブのあり方に係る地域ニーズ調査を5年に一度程度実施することを要望する。
						●	平成23年度の収支決算報告書によると、都補助金15.6万円が友愛活動(見守り活動)に充当されているのに対して、市補助金105.4万円の多くは会員の親睦活動(スポーツ大会、芸能大会、健康教室)に充当されている。老人クラブへの加入者が減少している中で、会員の親睦向けの補助を削減し、地域高齢者交流事業のような会員以外の高齢者にも開かれた連合会事業への転換すべきである。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
76	(老人クラブ連 合会)				●		①過去の慣行にとらわれることなく補助効果の高いものに事業内容を限定すべきである。(芸能大会縮小) ②事業別支出内訳表を提出させること。また、交際費、食糧費の支出について確認すること。 ③連合会50周年記念誌発行事業の収入は、社会福祉協議会からの助成金のみでないか。
					●		N o 3と同じ。
						●	【コミュニティ形成と公平性】一部の方が参加する組織に補助することは、給付の公平性から将来的に問題になるのではないだろうか。
79	保養施設利用助成 (後期高齢者医療 特別会計)		●				補助金単価を引き下げること。
80	保養施設利用助成 (後期高齢者医療 特別会計)		●				補助金単価を引き下げること。
85	認証保育所運営費 等補助					●	認可保育所と比較して補助額が少ないため、保育料格差が大きい。増額が望ましい。
87	社会福祉協議会補 助金				●		①各事業の費用負担の在り方等に関する検討。(経費節減) ②事業の受益する者の受益者負担の在り方の検討が必要ではないか。(収入) ③人件費に対する補助を計画的に縮減するなど補助事業者の自立を促すことにより縮減を図る必要がある。
						●	委託に切り替えられる事業を補助金から委託に切り替えて、事業の内容を市が管理すべきです。
						●	【経常費使用の補助金】効率的に使用されるように努めねばならないという補助金適正化法の理念からも、経常費として毎年使われ、その効果もはっきりとしない補助金の使われ方は問題であり、再検討が必要である。

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
87	(社会福祉協議会 補助金)					●	地域福祉に貢献する団体としての必要性は高い。市の外郭団体として団体の主体的な事業運営を期待するが、人件費の補助を逡減することを目標とした事業活動の展開、特に介護保険事業や障害者福祉、児童福祉などに連なる新規事業の展開とともに任期付職員の雇用など人件費の増嵩を抑制する努力をお願いしたい。組織としての将来性は事務局長など経営スタッフの企画力と実行力にかかっているが、市OBの優秀な人材の登用とあわせ外部人材の登用によりコア・コンピテンシーの充実に留意されたい。経営スタッフの人件費は決して抑制するべきではなく、チャレンジングな経営を可能とする処遇と権限委譲、さらに市の経営支援を行うべきである。ただし、団体の経営状況は明確にする必要があるため、経営評価書を作成し経営指標を明確に公表すべきである。今後の清瀬市における福祉社会を確立するために、「経営思想と協働の考え方」を実践できるような「経営環境を創出するための補助金」は思い切っ出てすべきである。経営を実践できない幹部は退場して貰うことになるが、チャンスを与えるべき。
97	老人クラブ助成		●				全25団体あるのに申請が少なすぎる。会費で賄える活動なら補助金はいらない。
			●				支出の中に、親睦を図る目的とはいえ、忘年会、新年会、誕生会など到底ふさわしくないものが含まれている。よって、当該部分について、補助金の削減を求める。
						●	老人クラブへの加入者が減少している中で、会員の親睦向けの補助を削減し、地域高齢者交流事業のような会員以外の高齢者にも開かれた連合会事業への転換すべきである。
						●	N o3と同じ。
						●	①事業の実施内容、経理等について処置当を得ないものがある。 ②事業の内容について、周知徹底を図るとともに、実施状況について実体調査及び指導をすることが必要である。
						●	【コミュニティ形成と公平性】一部の方が参加する組織に補助することは、給付の公平性から将来的に問題になるのではないだろうか。
98	シルバー人材センター運営費補助金		●			①公益社団法人に対する補助は事業の一部を一時的に奨励援助するものであるにもかかわらず補助金に依存し、長期化している。 ②法人の経営努力を促し、人件費、管理運営費に対する補助を計画的に縮減すべきである。	

補助金 番号	補助金名称	廃止	削減	全額	一部	その他	コメント
98	(シルバー人材センター運営費補助金)					●	委託に切り替えられる事業を補助金から委託に切り替えて、事業の内容を市が管理すべきです。
						●	【経常費使用の補助金】効率的に使用されるように努めねばならないという補助金適正化法の理念からも、経常費として毎年使われ、その効果もはっきりとしない補助金の使われ方は問題であり、再検討が必要である。
						●	団体への運営補助を評価するには、現状の組織（活動状況を含む。）を客観的に評価することから始めるべきである。超高齢社会を迎えた今、団体の活動は注目されるが、会員の能力と斡旋できる作業のマッチングが難しいことから会員の生きがいに貢献できているのかどうかの判断がつかない。社会福祉協議会同様、経営評価を実施し、5年10年の中期目標を設定したうえで事務局がどれだけ市場開拓できたかの活動を評価するべきである。そのうえで、市の支援、都の支援、近隣自治体との連携を模索するべきと考える。70歳、75歳と働き続けられる仕事を増やしていけるように事業者（市を含む）の協力を得ていく必要がある。そのための企画力増強に直結する人材を、市OBの活用、外部人材の登用、任期付職員の採用などにより確保し、組織革新の断行と合わせ「アカウンタブルな経営」を確立すべきである。徐々に補助金額を減らせるようにするべきであるが、当面、補助金は継続することとし、5年後に事業が後退しているようであれば、経営の見直しを断行するべきである。そのためにも市の外郭団体として明確に位置づけ、できる限りの経営支援を行う必要がある。
107	新・元気を出せ商店街事業補助金				●	No3と同じ。	

補助金 番号	補助金名称	コメント
	総括	<p>①コミュニティ形成と公平性 補助金を受ける団体は清瀬町以来の住民を基礎とする旧態のコミュニティ（老人クラブ、防犯協会、交通安全協会、自治会等）が多く、そのため給付対象が一部の者に偏っている嫌いがあり、給付の公平性から問題がある。また、旧態の組織で一部の者しか参加しておらず、旧態の問題意識しかないため現代的課題に対応できず、「公正かつ効率的に使用されるように努めねばならない」補助金の効率性も損なわれている。その上、例えば老人クラブなどこれから多くの住民が参加し、補助対象となった場合には補助金の予算が増えて対応しきれなくなる可能性があります。</p> <p>②経常費使用の問題 効率的に使用されるように努めねばならないという補助金適正化法の理念からも、経常費として毎年使われ、その効果もはっきりとしない補助金の使われ方は問題であり、再検討が必要である。また、特に予算額が多いものは、他の一般予算等と合わせて使われており、総合的に検証を行う必要がある。</p> <p>③公正、効率、公平性の観点 補助金は、補助金適正化法の趣旨から、「公正かつ効率的に使用される」ように努めなければなりません。また、課題解決の行政手法として、補助金には行政という観点から公平性も求められます。だから、今後も補助金のヒアリングには、その3つの観点（公正・効率・公平性）からの検証が必要と思われます。</p> <p>また、今回のヒアリング結果にも見られましたが、補助金は他の予算に比べ、得てして申請者（要求元）に対して行政が恣意的になり、公平性が失われる嫌いがあります。だから、補助金を認める場合は所管課だけでなく、総合点観点から承認を行う必要があると思います。例えば、今回【コミュニティ形成と公平性】の課題に上げたものについては、 【地方自治法第260条の2】地縁による団体を承認するというプロセスを経て補助金申請を受付するなどすれば、行政機能の公平性が保つことができるのではないのでしょうか。そして、「地縁による団体」という組織・機能は古い戦後の制度として捉えるのではなく、その制度・機能は超高齢社会清瀬市の今後の（災害対策や空家対策等）課題に対して充分機能・活用できるものではないかと思います。</p>

補助金 番号	補助金名称	コメント
	総括	<p><補助金のあり方見直しに係る総括的な意見></p> <p>○事業補助と団体補助のいずれにしても評価書を作成する必要がある。①公益性、②補助目的、③補助金の推移、④活動指標（5年分ぐらいの推移⇒参加者、総事業費、受益者負担額など）、⑤補助効果についての取り扱い者と行政の責任者の意見、⑥補助率、⑦見直しの方向（従来、今後）について3年に一度は必要（首長の任期内で1回は行う必要がある）。</p> <p>○清瀬市のボランティアセクターを育成し、市の描く地域計画、都市の将来像にマッチするような方向での見直しは不可避であるが、市の描く将来像が戦略的でないことから総花的、金太郎飴的、画一的な補助金政策になっている観がある。補助金の見直しはイコール市の政策の見直しであり、市長、市議会が明確に判断することなしに補助金の必要性や公益性は不明確なものとなりやすいことに注意が必要である。</p> <p>○制度論をいくら展開しても補助の中身は当事者しか知り得ず、補助金適正化等検討委員会は削減のためにある外部の評論家の意見という内部批判が噴出するだけに終わりがちである。補助金を運用する被補助者が、自ら補助金の使い道について証拠を提出しながら明らかにしない以上、そのような補助金は一旦廃止すべきである。いやしくも公金を投入するということは、説明責任（アカウンタビリティ）を負うものの説明が検討委員会を納得させるものでなくてはならない。そのことを第一義的にさらなる検討委員会の発展を期していただきたい。</p>

補助金 番号	補助金名称	コメント
	総括	<p>○人件費、事務費に対する補助金の経理適正化について 事業実施主体のなかには人件費、事務費補助金の支出の内訳が区分経理されず、不明なためその確認困難なものが見受けられるので、今後は補助金交付要綱の定めるところにより厳正に処置する必要があるのではないかと思います。</p> <p>○農業関係補助について 農業者のニーズ等を踏まえ、都営パワーアップ事業への移行と同事業に対する補助の上乗せ並びに事業量の拡大等により営農集団及び後継者対策に活用できるよう特段の配慮に努める必要があると考えます。</p> <p>○民間団体に対する補助の縮減 各種補助事業のなかには、市が団体等の事業の一部について援助する趣旨のものであるにも関わらず、全面的に市の補助金に依存しているものや、補助が長期化している傾向がある。今後は個人の自立・自助や民間の自主的活動に委ね得るものはできるだけ委ねるようになる必要があると考えます。</p> <p>○補助率の見直し 現在、各事業に対する補助率は事業創設の経緯等から、まちまちに定められているが、各種補助率間の整合性の確保とバランスに配慮して、全額補助や高率補助の見直しを行う必要があるのではないかと思います。</p> <p>○事業終期の設定 奨励的補助金等については、長期間惰性的に継続することのないよう政策目的を明確にして、事業終期を設定することが必要であると思います。</p> <p>○今後の課題 補助金等については、今後とも厳しい財政面から総額抑制に努めることとし、補助行政の最も重要なことは公平の確保であり、このため施策が特定の分野や地域に偏しないようバランスに配慮するとともに、零細補助金等の整理、類似補助金等の統合・メニュー化等を推進する必要があると思います。</p>